

社会福祉法人平取福祉会定款施行細則

第1章 総則

(目的)

第1条 この細則は、社会福祉法人平取福祉会（以下「法人」という。）定款第40条の規定に基づき、法人の運営管理及び業務の細部について、必要な事項を定めるものとする。

第2章 評議員

(選任手続き)

第2条 理事長は、評議員の任期満了直前の理事会までに次期評議員となるべき候補者を選考しなければならない。

- 2 理事長は、選考に当たり、次期評議員となるべき者が法令等で定める欠格事項に該当していないかを確認するため、事前に身分証明書、宣誓書及び履歴書を徴するものとする。
- 3 理事長は、理事会の同意を経た上で、選任された評議員に対し委嘱状を交付するものとする。
- 4 委嘱状を交付された評議員は、任期開始日前までに就任承諾書を理事長あてに提出しなければならない。

(中途退任)

第3条 評議員は、やむを得ない事由により任期の中途で退任しようとするときは、あらかじめ理事長に書面で届け出るものとする。

(欠員の補充)

第4条 評議員の欠員補充については、第2条の規定を準用する。

(評議員名簿)

第5条 理事長は、評議員選任後、速やかに評議員名簿を作成し、これを保存しておかなければならぬ。

第3章 評議員会

(評議員会の種類及び開催)

第6条 評議員会は、定時評議員会と臨時評議員会とに分けて、理事長が招集する。

- 2 定時評議員会の時期及び審議に付すべき事項は、次のとおりとする。
 - (1) 時期 6月
 - (2) 審議に付すべき事項
 - ア 前年度の決算報告及び事業実績報告
 - イ その他、法人定款第10条に規定する事項
- 3 臨時評議員会は、理事長が必要と認めるとき、または、法人定款第12条第2項の規定に基づき評議員会の招集請求があったときに、理事長が招集する。

(報告事項)

第7条 評議員会への報告事項は次のとおりとする。

- (1) 理事会で決定した業務のうち重要な事項
- (2) 監督官庁が実施した検査又は調査の結果（改善指示がある場合は、その改善状況）
- (3) その他報告が必要と認められる事項

(評議員会の招集)

第8条 理事長は、評議員会を招集する場合には、招集日の1週間前までに次の事項を記載した書面をもって評議員に通知するものとする。

- (1) 評議員会の日時及び場所
- (2) 評議員会の目的である事項（議題）
- (3) 評議員会の目的である事項（議題）に係る議案の概要
- (4) 定時評議員会の場合にあっては、計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び事業報告並びに監査報告（会計監査報告を含む。）

2 前項の規定にかかわらず、評議員会は、評議員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。

(役員等の出席)

第9条 理事長及び業務執行理事並びに監事は、やむを得ない事由がある場合を除き、評議員会に出席しなければならない

(評議員会の運営)

第10条 評議員会に議長を置き、議長は理事長の指名とする。

2 評議員会の決議（特別決議を除く。）は、可否同数のときは、議長がこれを決する。
3 評議員会は、必要があると認めるときは、職員等関係者の出席を求め、提出議案の内容等について説明させることができる。

(議事録)

第11条 議長及び評議員会において選任した評議員2名は、評議員会終了後、速やかに議事録を作成するものとする。

2 前項の議事録は、会議の日から10年間、法人の事務所に備え置かなければならない。
(欠席評議員への報告)

第12条 理事長は、評議員会に欠席した評議員に対して議事の概要及び議決結果を記録した書面を評議員会終了後、速やかに報告するものとする。

第4章 役員及び職員の選任

(選任手続き)

第13条 理事長は、役員の任期満了直前の評議員会までに、次期役員となるべき候補者を選考しなければならない。

2 理事長は、選考に当たり、次期役員となるべき者が法令等で定める欠格事項に該当していないかを確認するため、事前に身分証明書、宣誓書及び履歴書を徴するものとする。
3 理事長は、評議員会の同意を得た上で、選任された役員に対し委嘱状を交付するものとする。

4 委嘱状を交付された役員は、任期開始日前までに就任承諾書を理事長あてに提出しなければならない。

(中途退任)

第14条 役員は、やむを得ない事由により任期の中途中で退任しようとするときは、あらかじめ理事長に書面で届け出るものとする。

(欠員の補充)

第15条 役員の欠員補充については、第13条の規定を準用する。

(役員名簿)

第16条 理事長は、役員選任後、速やかに役員名簿を作成し、これを保存しておかなければならぬ。

(職員)

第17条 法人定款第22条第2項に定める「施設の長他の重要な職員」は、法人本部事務局長とする。

第5章 理事会

(法人の業務執行の決定)

第18条 法人定款第24条第1項第1号に定める理事会で決定すべき法人の業務は次のとおりとする。

- (1) 事業計画、予算
- (2) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
- (3) 事業報告、決算
- (4) 定款の変更
- (5) 社会福祉施事業に関する許認可関係
- (6) 施設長等の任免その他重要な人事
- (7) 基本財産の取得・処分及び担保提供等
- (8) 金銭の借入
- (9) 法人の運営に関する規則の制定及び変更
- (10) 施設用財産に関する契約その他主要な契約
- (11) 寄附金の募集に関する事項
- (12) 合併、解散、解散した場合における残余財産の帰属先の選定
- (13) 新たな事業の経営又は受託
- (14) 評議員選任・解任委員会の運営、評議員選任候補者の推薦及び解任の提案
- (15) その他、日常の業務として、理事会が定める理事長の専決事項以外の法人の業務に関する重要事項

(報告事項)

第19条 理事会へ報告すべき法人の業務は次のとおりとする。

- (1) 監事の監査結果
- (2) 理事長及び業務執行理事の職務の執行状況
- (3) 監督官庁が実施した検査又は調査の結果（改善指示がある場合は、その改善状況）

- (4) 法人定款第24条第1項の規定により理事長が専決した事項
 - (5) その他、役員から報告を求められた事項
- (理事会の開催)

第20条 理事会は、定例理事会と臨時理事会とに分けて、理事長が招集する。

2 定例理事会の時期及び審議に付すべき事項は、次のとおりとする。

(1) 5月理事会

- ア 前年度の決算報告及び事業実績報告
- イ その他、第18条及び第19条に規定する事項

(2) 3月理事会

- ア 翌年度の予算及び事業計画
- イ その他、第18条及び第19条に規定する事項

3 臨時理事会は、理事長が必要と認めるとき、または、理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって、招集の請求があったときに、理事長が招集する。

(理事会の招集)

第21条 理事長は、理事会を招集する場合には、招集日の1週間前までに次の事項を記載した書面をもって各理事及び各監事に通知するものとする。

(1) 理事会の日時及び場所

(2) 議題

2 前項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。

(監事の出席)

第22条 監事は理事会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べなければならない。

(理事会の運営)

第23条 理事会に議長を置き、議長は理事長の指名とする。

2 理事会の決議（特別決議を除く。）は、可否同数のときは、議長がこれを決する。

3 理事会は、必要があると認めるときは、職員等関係者の出席を求め、提出議案の内容等について説明させることができる。

(議事録)

第24条 議長及び理事会において選出した理事2名は、理事会終了後速やかに議事録を作成するものとする。

2 前項の議事録は、会議の日から10年間、法人の事務所に備え置かなければならぬ。

(欠席理事への報告)

第25条 理事長は、理事会に欠席した理事に対して議事の概要及び議決結果を記録した書面を理事会終了後、速やかに報告するものとする。

第6章 監査

(資料の作成及び提供)

第26条 理事長は、毎会計年度終了後1月以内に、計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書並びに財産目録を作成し、監事に提供するものとする。

(監査)

第 27 条 監事は、受領した資料を 4 週間以内に監査し、監査報告を作成のうえ、その内容を理事長に通知しなければならない。

(監査報告の内容)

第 28 条 監査報告の内容は、次のとおりとする。

- (1) 監査の日時及び場所
- (2) 監査の方法及びその内容
- (3) 計算書類及びその附属明細書が法人の財産、収支及び純資産の増減の状況を全ての重要な点において適正に表示しているかどうかについての意見
- (4) 追記情報（会計方針の変更、重要な偶発事象、重要な後発事象）
- (5) 事業報告及びその附属明細書が法令又は法人定款に従い法人の状況を正しく示しているかどうかの意見
- (6) 理事の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令若しくは法人定款に違反する重大な事実があったときは、その事実
- (7) 監査のために必要な調査ができなかったときは、その旨及びその理由
- (8) 法人の業務の適性を確保するために必要な体制の整備（内部管理体制の整備）がある場合において、当該事項の内容が相当でないと認めるとときは、その旨及びその理由
- (9) 監査報告を作成した日

(備え置き)

第 29 条 第 27 条の監査報告は、理事会の承認を受け、定時評議員会の 2 週間前の日から 5 年間法人の事務所に備え置くものとする。

(評議員への提供)

第 30 条 理事長は、定時評議員会の日の招集の通知に際して、評議員に対し、計算書類及び事業報告並びに監査報告を提供するものとする。

(随時監査の実施)

第 31 条 監事は、第 27 条に定める監査のほか必要と認めるときは、法人の運営及び事業の実施状況等について、隨時必要な時期に監査を実施することができる。

第 7 章 事務の専決

(事務の専決)

第 32 条 法人定款第 24 条第 1 項に定める理事長専決事項は、別表のとおりとする。

2 理事長が専決できる事項については、その一部を法人事務局長又は施設長及び所長の専決事項とすることができます。

(専決の報告)

第 33 条 理事長専決事項のうち、重要と判断される事項については、理事会に報告しなければならない。

附 則

この細則は、平成 29 年 12 月 12 日から施行し、平成 29 年 8 月 1 日から適用する。

別表

理事長専決事項

- 1 「施設長の任免その他重要な人事」を除く職員の任免
- 2 職員の日常の労務管理・福利厚生に関すること
- 3 債権の免除・効力の変更のうち、当該処分が法人に有利であると認められるもの、その他やむを得ない特別の理由があると認められるもの（法人運営に重大な影響があるもののを除く）
- 4 設備資金の借入に係る契約であって予算の範囲内のもの
- 5 建設工事請負や物品納入等の契約のうち次のような軽微なもの
 - (1) 日常的に消費する給食材料、消耗品等の日々購入するもので、160万円を超えない契約をすること
 - (2) 施設設備の保守管理、物品の修理等で、250万円を超えない契約をすること
 - (3) 緊急を要する物品の購入等
- 6 基本財産以外の固定資産の取得及び改良等のための支出並びにこれらの処分で、予算計上されていない1件160万円未満のもの（法人運営に重大な影響があるものを除く）
- 7 損傷その他の理由により不要となった物品又は修理を加えても使用に耐えないと認められる取得価格が1件500万円未満のものの物品の売却又は廃棄に関するこ（法人運営に重大な影響がある固定資産を除く）
- 8 予算上の予備費の支出
- 9 入所者、利用者の日常の処遇に関するこ
- 10 入所者の預り金の日常の管理に関するこ
- 11 寄付金の受入れに関する決定（法人運営に重大な影響があるものを除く）
- 12 役員及び施設長並びに法人本部事務局長の出張命令及び復命に関するこ
- 13 施設長及び本部事務局長の服務に関する諸願いの許可又は承認に関するこ
- 14 職員の昇給・昇格に関するこ
- 15 各種証明書の交付に関するこ
- 16 行政官庁からの照会に関するこ